

消基発第 177 号
平成 31 年 3 月 29 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 米田 順彦
〔 押印省略 〕

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の
一部改正について（通知）

今般、消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成 13 年消防基金
規程第 1 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正内容

様式から元号を削ったこと。

2 施行期日

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行すること。

消防基金規程第五号

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成十三年消防基金規程第一号）の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第二号中「平成」を削る。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。